

平成22年8月23日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年8月13日から平成22年8月19日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/08/23)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年8月13日～8月19日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	76	0	0	0	76
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	20	0	0	11	31
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	96	0	0	11	107

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	2
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	5
法令遵守違反に関するもの	0
その他	100

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年8月13日～8月19日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	76件	0件	0件	0件	76件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	76件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年8月13日～8月19日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	20件	0件	0件	11件	31件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	24件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	虐待の理由により、やむを得ない事情として定員超過している特別養護老人ホームに入所していただく場合、静養室を用いることは可能であるかとの照会をいただきました。		居室以外の部屋を用いる場合に、静養室を用いることは手段として選択されるものであるが、退所等の理由により入所者数が減少した場合は、速やかに居室に移動していただく必要がある旨回答いたしました。
2	短期入所生活介護の個室を特別養護老人ホームのユニット内に併設することの可否についての照会をいただきました。		ユニットの構成として、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護それぞれ自らの、個室のみで構成する旨指導していることから、御照会の内容については不可能である旨回答いたしました。
3	個別機能訓練加算について、機能訓練を行うための計画期間を作成した場合、加算の対象となる日については、計画期間中全ての日が該当するのか、若しくは機能訓練を行った日に限定されるのかとの照会をいただきました。		御照会の点につき、計画期間中毎日算定される旨回答いたしました。
4	訪問リハビリテーションで作業療法士のリハビリテーションを受けたいが、近隣の訪問リハビリテーション事業所に作業療法士が全くいない場合、介護保険のリハビリテーションの他に、医療保険による作業療法士の訪問リハビリテーションを受けることは可能かとのご質問をいただきました。		不可能である旨説明しました。
5	短期集中リハビリテーション実施加算の起算日にあたる認定日とは市区町村において要介護認定を行った日を指すのかのご照会をいただきました。		その通りである旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。